

認知症本人大使「京都府認知症応援大使」設置要領

(趣旨)

第1条 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)及び「第3次京都式オレンジプラン」(令和6年3月策定)が掲げる、認知症になっても、個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、京都府において、認知症の本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する「京都府認知症応援大使」(以下「大使」という。)を設置し、府民の認知症への関心を高め、正しい理解を深めるための普及啓発を図るとともに認知症施策への本人参画を推進する。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、適任と認める者に対し大使を委嘱するものとする。

2 大使の任期は委嘱日より2年以内とする。(任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。)

(要件)

第3条 次の要件をすべて満たす者

- (1) 府内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に府と協力・連携できること
- (4) 氏名・年齢・所在市町村名・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること(公表できない理由がある場合はその限りではない)

(決定方法)

第4条 公募(他薦)により書類確認のうえ、決定する。

(役割及び活動)

第5条 府及びその他関係機関が行う認知症に関する取組に、本人が希望することや得意なことを活かして参加・協力が可能な活動を行う。なお、活動にあたっては、本人の意向や体調等にあわせて相談しながら、一人ひとり、その時々にあつた活動を柔軟に行う。

<活動内容の例>

- (1) 認知症の普及啓発活動への協力

府及びその他関係機関が開催するイベント等への参画・出講、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他普及啓発活動に協力する。

- (2) 認知症に関する研修・講座等への協力

府及びその他関係機関が開催する医療・介護人材の養成研修や、キャラバン・メイトが講師を務める認知症サポーター講座等、認知症に関する研修・講座に出講する。

- (3) ピアサポート活動

認知症カフェや本人ミーティング等、認知症当事者が集う場での支援活動を行う。

- (4) 府及びその他関係機関、民間事業者等が実施する認知症に関する取組への提案・企画

- (5) その他、知事が必要と認める活動

(活動依頼)

第6条 府以外の者が大使への活動依頼を希望するときは、原則として活動希望日の4週間前までに「京都府認知症応援大使活動依頼書」(別紙1)を府に提出する。府は、依頼内容に応じて大使本人と調整を行い、大使及び依頼する活動に必要な支援者(以下「支援者」という。)を紹介する。

2 市町村や関係機関は、紹介による活動終了後、原則として1週間以内に「京都府認知症応援大使活動報告書」(別紙2)を府に提出する。

3 第2項により報告された大使の活動内容は、府の広報媒体にて広報することがある。

(謝礼)

第7条 府が依頼する活動については、原則として府が別途定める基準により、大使及び支援者に対し有償で依頼する。

2 第1項以外の活動については、依頼元の基準により、依頼元が大使及び支援者に対し原則有償で依頼するものとする。

(交通費)

第8条 府が依頼する活動に係る大使及び支援者の交通費については、原則として京都府旅費条例(昭和25年9月7日条例第43号)に基づき府が負担する。

2 第1項以外の活動に係る大使及び支援者の交通費については、依頼元の基準による。

(事務)

第9条 大使に関して必要な事務は、京都府健康福祉部高齢者支援課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、大使に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は令和4年7月25日から施行する。

附則

この要領は令和6年8月28日から施行する。

附則

この要領は令和7年4月1日から施行する。